20. 京町家に対応した住宅ローン・リフォームローンの取扱い

| タイトル | 「京銀住宅ローン京町家プラン」並びに「京銀住宅リフォームローン京町家金利 プラン」の取扱い |
|--------------|---|
| 銀行名 | 京都銀行 |
| 取組みに至った経緯 | ・京町家の保全・利活用のニーズが高まる中、事業への活用だけでなく、住宅としての保全・継承についても、建物自体の担保価値が低いことから、新規取得やリフォームにあたって課題があった。 ・京町家の保全・再生、空き家問題の対策支援として、京町家に対応したローンの取扱いを平成27年より開始し、平成28年12月には一層使いやすいように制度改定を行った。 |
| 具体的な取組 内容 | ・「京銀住宅ローン京町家プラン」は、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンタ・が発行する「京町家カルテ」(注1)又は「京町家プロフィール」(注2)が交付された京町家の購入・増改築・修繕資金等の新規借入について、優遇条件を適用することにより、京町家の住宅としての保全・活用を促進する。・「京銀住宅リフォームローン」は、融資資金を住宅の解体等にかかる資金として利用できるほか、「京町家金利プラン」を新たに追加。「京町家カルテ」又は「京町家プロフィール」が交付された京町家リフォーム資金の新規借入について優遇条件を適用する。 |
| | (注1)「京町家カルテ」 京町家の価値を「基礎情報」「文化情報」「建物情報」「間取図」の構成でまとめた資料。 (注2)「京町家プロフィール」 外観調査に基づく京町家の建物・意匠情報をまとめた資料。京町家カルテより作成期間が短く、ローン利用時に活用しやすい。 |
| | ・本ローンは、利用者が所有物件の「京町家カルテ」・「京町家プロフィール」 を取得する契機となるもので、京町家の価値を整備するとともに、所有者や その関係者の認識を深め、継承・保全の一助とすることができる。 |
| 今後の課題 | ・「京町家カルテ」「京町家プロフィール」制度の周知と、京町家の保全・継承の機運を高めること。 |
| 関連公表 資料等 | ・「京銀住宅ローン『京町家プラン』・京銀住宅リフォームローン『京町家金利 プラン』がより魅力的に!」(平成 28 年 11 月 30 日) https://www.kyotobank.co.jp/news/data/20161130_1375.pdf |